

# 知財の広場

## 「知財知識・ツールの更新情報」

昨年は、既に桜が満開でしたが、今年の開花はまだのようです。

今日から新年度がスタートし、この「知財の広場」を昨年度から引き続きの方、新たな方が読んでくださっているかと思えます。

今月は、商標に関して、商標法の4月1日からの施行内容（＝2023年9月に紹介した内容）と知的財産の無料検索サイト J-PlatPat の新たな機能に関して紹介させていただきます。

<知的財産法の4月1日からの施行>

### 登録可能な商標の拡充

1. 他人が既に登録している商標と類似する商標は登録できないが、**先行商標権者の同意があり、出所混同のおそれがない場合には登録可能にする。**
2. 自己の名前で事業活動を行う者等がその名前を商標として利用できるよう、**氏名を含む商標も、一定の場合には、（同姓同名の）他人の承諾なく登録可能にする。**

<J-PlatPat「商標」の新機能・変更点>

1. 商標検索における人名検索を完全一致検索から部分一致検索に変更  
なお、「出願人/権利者/名義人」、「国内代理人」、「異議申立人」にて、「?」はワイルドカードとして使用できなくなりますのでご注意ください。
2. 検索条件の保存  
（コメント）競合会社に商標検索を定期的実施する場合等に便利です。
3. 「分割出願情報」タブへの表示追加



INPIT 滋賀県知財総合支援窓口（TEL.077-558-3443）にご相談ください。